

**2010年日本政府年次報告**  
**「機械の防護に関する条約」(第119号)**  
**(2005年6月1日～2010年5月31日)**

1. 質問Ⅰについて

前回までの報告に変更または追加すべき事項はない。

2. 質問Ⅱについて

前回までの報告に変更または追加すべき事項は以下のとおり。

[第15条関係]

次のとおり記述を訂正する。

「労働省令」を「厚生労働省令」に改める。

次の通り記述を追加する。

2010年5月31日現在、船員法及び関係規則等の実施の監督は、国土交通大臣の所管に属し実施機関として中央に国土交通省海事局運航労務課があり、全国9の地方運輸局、1運輸監理部、33運輸支局及び18海事事務所並びに沖縄総合事務局に、船員労働環境担当課及び179人の船員労務官が配置されている。(2009年度末定員)

「船員法第105条、第106条、第107条、第108条」を「船員法第105条、第106条、第107条、第108条、第108条の2」に改める。

3. 質問Ⅲについて

2010年3月31日現在、労働基準監督署の数は321署及び4支署、労働基準監督官の数は3,949名となっている。

労働基準監督官がその権限に基づいて行った臨検監督において、労働安全衛生法第20条及び第43条に関する違反が認められた場合には、是正勧告を行い、法違反を是正させている。また、重大・悪質な事案に対しては司法警察員として犯罪捜査を行い、送致している。

4. 質問Ⅳについて

本条約の適用に関する原則的な諸問題について、裁判所が決定を下したことはない。

5. 質問Ⅴについて

特記すべき事項はない。

6. 質問Ⅵについて

本報告の写しを送付した代表的な労使団体は、下記のとおりである。

(使用者団体) 日本経済団体連合会

(労働者団体) 日本労働組合総連合会